

平成30年1月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の電気冷蔵庫についての注意喚起について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち石油ストーブ(開放式) 1件、石油給湯機付ふろがま 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
(うち電気脱水機 1件、電気冷蔵庫 1件、エアコン(室外機) 1件、
自転車 1件、換気扇 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち折りたたみテーブル 1件、電気ストーブ 2件、卓球台 1件、
リモコン(電気式床暖房用) 1件、電気こたつ用コード 1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700114を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

東京芝浦電気株式会社（現 東芝ライフスタイル株式会社）が製造した長期使用の電気冷蔵庫についての注意喚起(使用中止)（管理番号：A201700652）

①事象について

東京芝浦電気株式会社（現 東芝ライフスタイル株式会社（法人番号：4010001116880））が製造した電気冷蔵庫を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

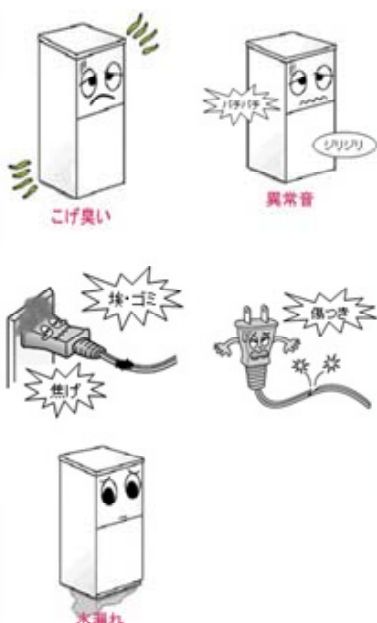
※当該製品は長期使用（35年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用されている電気冷蔵庫は、熱、湿気、ほこり等の影響により、内部部品が劣化し、発煙・発火するおそれがあります。

現在使用している電気冷蔵庫において、次の症状がみられる場合は、安全の観点から、コンセントから電源プラグを抜いて、使用を中止するとともに、速やかに販売店又は下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、納屋や物置、事務所、学校等で長期使用されている電気冷蔵庫についても、併せて御確認ください。



- 1) 焦げ臭いにおいがする。
- 2) 異常な音（ジリジリ、パチパチなど）がする。
- 3) ビリビリと電気を感じる。
- 4) 長年、電源プラグを挿したままになっていて、ホコリや湿気がたまっている。
- 5) 電源コードや背面下部の電線（リード線）に傷が付いている。（冷蔵庫の下に挟まれたり、ネズミにかじられたりしていませんか。）
- 6) 底面部に水漏れがある。
- 7) 前面下部の蒸発皿に変形や穴あきがある。

同社は、2008年（平成20年）11月5日から「東芝冷凍冷蔵庫についてのお願い」（最終改訂：2016年9月8日）としてウェブサイトにて注意事項を掲載し、1983年（昭和58年）以前に製造された「東京芝浦電気株式会社」又は「株式会社東芝」製の電気冷蔵庫（対象製品）をお持ちの方に対し、使用を中止するよう呼び掛けています。

<対象製品の確認方法>

「製造年月」は、冷蔵庫扉の内側又は側面に表示されています。

※表示場所は、機種により異なります。



【問合せ先】

東芝ライフスタイル株式会社 東芝冷蔵庫受付センター

電話 番号：0120-731-808

受付 時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.toshiba.co.jp/tha/info/090128.htm>

③消費者庁の注意喚起

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700654	平成29年12月26日	平成30年1月15日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P245N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品の給油タンクを引き抜いたところ、灯油が漏れ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	茨城県	平成30年1月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700658	平成30年1月5日	平成30年1月16日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(M)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	製造から15年以上経過した製品 平成30年1月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700114	平成29年4月28日	平成29年5月30日	電気脱水機	APD-6.0	株式会社アルミス (輸入事業者)	重傷1名	温水プールで当該製品を使用中、小学生が右腕を巻き込まれ、負傷した。調査の結果、当該製品は、ブレーキワイヤーの摩耗によりブレーキが利かず、電源スイッチを切っても脱水槽が止まらないという不具合が発生していたが、温水プール施設が当該製品の不具合を知りながら継続使用したため、施設の利用者が誤って回転している脱水槽に腕を入れ、事故に至ったものと推定されるが、当該製品はブレーキワイヤーの耐久性が低く、短期間でブレーキが利かなくなったことも、事故発生に影響したと考えられる。	静岡県	平成29年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700652	平成29年12月29日	平成30年1月15日	電気冷蔵庫	GR-431SIB	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から35年以上経過した製品 平成20年11月5日から使用の中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700653	平成29年12月29日	平成30年1月15日	エアコン(室外機)	RAS-402PATR	株式会社東芝(現 東芝ライフスタイル株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	製造から20年以上経過した製品
A201700659	平成29年7月17日	平成30年1月17日	自転車	700Cピスト	アニマト株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、サドル部が破損し、転倒、脚を負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月15日
A201700661	平成29年12月30日	平成30年1月17日	換気扇	NSV-631W(サンウエーブ工業株式会社ブランド)	富士工業株式会社(サンウエーブ工業株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700651	平成29年12月26日	平成30年1月15日	折りたたみテーブル	重傷1名	事務所で当該製品の天板に手を付いたところ、当該製品が倒れ、足指を負傷した。当該製品の組立状況を含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A201700655	平成29年12月19日	平成30年1月16日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	平成29年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月12日
A201700656	平成30年1月9日	平成30年1月16日	電気ストーブ	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品の電源コード部が焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の保管状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から30年以上経過した製品
A201700657	平成29年12月2日	平成30年1月16日	卓球台	重傷1名	体育館で当該製品を片付けるため折り畳んだところ、左手指を可動部に挟み、負傷した。当該製品の収納状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月15日
A201700660	平成30年1月4日	平成30年1月17日	リモコン(電気式床暖房用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201700662	平成29年12月8日	平成30年1月17日	電気こたつ用コード	火災 死亡5名 軽傷1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、5名が死亡し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気脱水機（管理番号:A201700114）

